

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係） 1

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係） 15

○ 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）（抄）（第三条関係） 58

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第四条関係） 60

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）（第五条関係） 65

○ 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第五条関係） 66

○ 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）（抄）（第五条関係） 67

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）（抄）（第五条関係） 68

○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第六十号）（抄）（第五条関係） 69

○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（抄）（第六条関係） 70

○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）（抄）（第七条関係） 73

○ 母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）（抄）（第八条関係） 82

○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）（抄）（第九条関係） 84

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）（第十条関係） 85

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第十一条関係） 87

○ 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）（第十二条関係） 89

○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第十三条関係） 93

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第十四条関係） 94

- 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（抄）（第十五条関係） 96
- 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）（第十六条関係） 98
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十七条関係） 101
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）（第十八条関係） 102
- 発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）（抄）（第十九条関係） 111
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第二十条関係） 112
- 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第二十一条関係） 138
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第二十二条関係） 140
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）（第二十四条関係） 146
- 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第二十五条関係） 147
- 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）（抄）（第二十六条関係） 150
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第百二十三号）（抄）（第二十七条関係） 152
- 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第百十三号）（抄）（第二十八条関係） 153
- 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十九条関係） 160
- 旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）（抄）（第三十条関係） 161
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）（抄）（第三十一条関係） 162
- 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）（第三十二条関係） 167
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第三十三条関係） 170
- 社会保障審議会令（平成十二年政令第百八十二号）（抄）（第三十四条関係） 189
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（第三十五条関係） 190

改正案	現行
<p>（児童福祉に関する事務） 第七十四条の二十六（略） 2～6（略） 7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号（イを除く。）に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）」とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）」と、同法第十三条第二項中「第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二</p>	<p>（児童福祉に関する事務） 第七十四条の二十六（略） 2～6（略） 7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号（イを除く。）に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）」とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）」と、同法第十三条第二項中「第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二</p>

項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う」。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十一条の五の二十七第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあ

項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う」。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十一条の五の二十七第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」

るの「の区域以外の区域」と、同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同法第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同法第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項、第二項及び第五項並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用

とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同法第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同法第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用

「と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を經由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「指定都市の区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区（総合区を含む。）の区域であつて、児童相談所」と、同令第三条第一項第三号中「法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法」とあるのは「法」と、「都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）とあるのは「一」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の三十二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

「と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を經由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「指定都市の区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区（総合区を含む。）の区域であつて、児童相談所」と、同令第三条第一項第三号中「法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法」とあるのは「法」と、「都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）とあるのは「一」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の三十二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に關して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごに行う」とあるのは「ごに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指定都

支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に關して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に關して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごに行う」とあるのは「ごに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指

市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の第三項及び第四項並びに第五十一条の第三十二第三項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の第三十三第五項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医

定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の第三項及び第四項並びに第五十一条の第三十二第三項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の第三十三第五項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中

療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七十四条の四十九の二 (略)

2 前項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行

「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七十四条の四十九の二 (略)

2 前項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行

うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一条の五の二十七第二項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同条第三項及び第四項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項中「指定都市若しくは中核市の長」と

うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一条の五の二十七第二項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同条第三項及び第四項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項中「指定都市若しくは中核市の長」と

あるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「又は指定障害児相談支援」と、同条第六項中「指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」とあるのは「指定障害児通所支援事業者」と、「当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設」とあるのは「当該指定障害児通所支援事業者」と、同法第三十四条の三第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の五第一項中「、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」とあり及び同法第三十四条の六中「、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設を」とあるのは「助産施設又は母子生活支援

」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「又は指定障害児相談支援」と、同条第六項中「指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」とあるのは「指定障害児通所支援事業者」と、「当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設」とあるのは「当該指定障害児通所支援事業者」と、同法第三十四条の三第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の五第一項中「、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」とあり、及び同法第三十四条の六中「、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設を」とあるのは「助産施設又は母子生活

施設を」と、「(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項、第二項及び第五項の規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において同じ。)」について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を

支援施設を」と、「(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項までの規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において同じ。)」について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を

經由し」とあるのは「にかかわらず」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 (略)

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃

經由し」とあるのは「にかかわらず」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 (略)

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃

止若しくは休止の届出があったとき、又は同法」と、「を廃止し、又は
休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その廃止又
は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に
届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「につ
いて同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止
の」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届
け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五十一
条の四第五項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県
知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、
同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項
中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同
条第二項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は都道府県知事」と、
「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係
都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、「都道府県知
事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市の長
が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密
接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市
の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第
五項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは
「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核
市の市長」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」とあるのは「医
療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。」

止若しくは休止の届出があったとき、又は同法」と、「を廃止し、又は
休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃
止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知
事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「
について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは
休止の」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事
に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五
十一条の四第五項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道
府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」
と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第
三項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と
、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府
県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」
と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、「
、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又
は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」と
あるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市若
しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一
条の三十三第五項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長
」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるの
は「関係中核市の市長」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」と
あるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るも

と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、

のを除く。」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同

「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「中核市（中核市の市長を除く。）」とする。

3
(略)

じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3
(略)

改正案	現行
<p>第二条 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、<u>内閣府令</u>の定めるところにより、その旨を<u>内閣総理大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、<u>内閣府令</u>の定めるところにより、その旨を<u>内閣総理大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合計した数</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十</p>	<p>第二条 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、<u>厚生労働省令</u>の定めるところにより、その旨を<u>厚生労働大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、<u>厚生労働省令</u>の定めるところにより、その旨を<u>厚生労働大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合計した数</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十</p>

で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを
一に切り上げる。）を合計した数

(1) (略)

(2) 当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相
待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相
談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次
その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府
県における当該件数の平均として内閣府令で定める数に当該児童相談所の管轄区域にお
ける人口を乗じて得た件数

二・三 (略)

② (略)

第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会（以下この条及び
第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、内閣府令
で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

② 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実
施者（以下この条において「設置者等」という。）は、内閣府令で定める事項を記載した申
請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」とい
う。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地
方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約

で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを
一に切り上げる。）を合計した数

(1) (略)

(2) 当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相
待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相
談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次
その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府
県における当該件数の平均として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域
における人口を乗じて得た件数

二・三 (略)

② (略)

第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会（以下この条及び
第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令
で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

② 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実
施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載
した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」と
いう。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地
方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約

を添えなければならない。

- ③ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（内閣府令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の内閣府令で定めるもの以外のものであつて内閣府令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

- ⑤ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- ⑥ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑦～⑨ （略）

- ⑩ 都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく内閣府令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- ⑪ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、内閣府

規約を添えなければならない。

- ③ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

- ⑤ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- ⑥ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑦～⑨ （略）

- ⑩ 都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- ⑪ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働

令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十八条から第八十条までの規定

一一・一二 (略)

第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、内閣府令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項の申請書の記載事項（内閣府令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項の申請書の記載事項（前項の内閣府令で定めるもの以外のものであつて内閣府令で定めるものに限る

働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

一一・一二 (略)

第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるも

。) に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑥ 都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく内閣府令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

⑦ 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第六条 都道府県知事は、法第十八条の八第三項の保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、内閣府令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

②・③ （略）

第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選

のに限る。) に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑥ 都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

⑦ 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第六条 都道府県知事は、法第十八条の八第三項の保育士試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

②・③ （略）

第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選

任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第十条 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十一条 この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十二條の九 法第十九條の二十第三項（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。

任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第十条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十一条 この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十二條の九 法第十九條の二十第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。

以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額(同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの(次号から第六号までに掲げる者を除く。) 四千六百元

三 負担額算定基準者(通所給付決定保護者の児童(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。)をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。)のうちに無償化対象通所児童(通所給付決定(法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。)がいる通所給付決定保護者(次号から第六号までに掲げる者を除く。)) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた

以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの(次号から第六号までに掲げる者を除く。) 四千六百元

三 負担額算定基準者(通所給付決定保護者の児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。)をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。)のうちに無償化対象通所児童(通所給付決定(法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。)がいる通所給付決定保護者(次号から第六号までに掲げる者を除く。)) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた

指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童若しくは特例保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四

指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童若しくは特例保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四

号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)による保育を受ける児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であることを除く。)及び小学校就学前最年長児童(当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ)である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く)小学校就学前児童のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係

号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)による保育を受ける児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であることを除く。)及び小学校就学前最年長児童(当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ)である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く)小学校就学前児童のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係

るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

ロ (略)

五 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。

以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

ロ (略)

五 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。

以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ハ 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

六 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当

ハ 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

六 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当

該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の六第二号及び第二十五条の十三第一項において同じ。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害

該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の六第二号及び第二十五条の十三第一項において同じ。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害

児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2) 第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）

）及び小学校就学前最年長児童である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2) 第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）

）及び小学校就学前最年長児童である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) (略)

ホ 第二十四条第五号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

- (1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) (略)

ホ 第二十四条第五号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

- (1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所

給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び

(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により

給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び

(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により

算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限り。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

へ（略）

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ・ロ（略）

ハ 負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（ニからへまでに掲げる者を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限り。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月

算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限り。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

へ（略）

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ・ロ（略）

ハ 負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（ニからへまでに掲げる者を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限り。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月

が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。))に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)

ニ 小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者(ホ及びへに掲げる者を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。))及び小学校就学前最年長児童である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。))に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)

ニ 小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者(ホ及びへに掲げる者を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。))及び小学校就学前最年長児童である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) (略)

ホ 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの（へに掲げる者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ

係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) (略)

ホ 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの（へに掲げる者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ

る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

- (2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ

る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

- (2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ

る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

- (3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

へ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通

る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

- (3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

へ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対

所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定

障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八及び第四十六条の三第三号において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第三項第五号（法第二十一条

象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定

障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第三項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十

の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三）（略）

②（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）
（ 二万四千六百円）

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合

一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三）（略）

②（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）
（ 二万四千六百円）

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合

計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

② 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額

計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

② 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額

は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として内閣総理大臣が定める額

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 負担額算定基準者（入所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうちは無償化対象入所児童（入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七条の

は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 負担額算定基準者（入所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうちは無償化対象入所児童（入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七

四において同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条において同じ。)がいる入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

ロ 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度(指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定

条の四において同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条において同じ。)がいる入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

ロ 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度(指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定

める額とする。）

四 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の五第二号及び第二十七条の十三第一項において同じ。））、入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者 零

第二十七条の四（略）

②～⑤（略）

⑥ 高額障害児入所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、次の

める額とする。）

四 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の五第二号及び第二十七条の十三第一項において同じ。））、入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者 零

第二十七条の四（略）

②～⑤（略）

⑥ 高額障害児入所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、次の

各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定障害児入所施設等

(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等という。以下この条及び第四十六条の三第二号において同じ。)における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者(法第二十四条の七第一項の内閣府令で定める者に限る。第三項において同じ。)の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める方法により算定した額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定障害児入所施設等

(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等という。以下この条において同じ。)における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者(法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。)の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

② 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

③ (略)

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条 の三第七項	入所給付決定保護者	入所給付決定保護者（第二十四条の七第一項の内閣府令で定める者に限る。以下この条において同じ。）
(略)	(略)	(略)

③ (略)

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条 の三第七項	入所給付決定保護者	入所給付決定保護者（第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において同じ。）
(略)	(略)	(略)

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

一 二万四千六百元

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定入所支援のあつた月の属する年の前年（指定入所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

一 二万四千六百元

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定入所支援のあつた月の属する年の前年（指定入所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と

する。)及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 一万五千元

四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

② 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二千元」とあるのは「零以上四万二千元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百元」とあるのは「零以上二万四千六百元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

する。)及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 一万五千元

四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

② 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二千元」とあるのは「零以上四万二千元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百元」とあるのは「零以上二万四千六百元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一・二 (略)

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額
 として内閣総理大臣が定める額

第二十七条の十五 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替
 えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	第二十一条の五の十 九第二項の都道府県 の条例	第二十四条の三十一第二項の内 閣府令
第二十一条 の五の十五 第三項第三 号	九第二項の都道府県 の条例で定める指定 通所支援の事業の設 備及び運営に関する 基準	第二十四条の三十一第二項の内 閣府令で定める指定障害児相談 支援の事業の運営に関する基準
(略)	(略)	(略)

第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額
 として厚生労働大臣が定める額

第二十七条の十五 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替
 えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	第二十一条の五の十 九第二項の都道府県 の条例	第二十四条の三十一第二項の厚 生労働省令
第二十一条 の五の十五 第三項第三 号	九第二項の都道府県 の条例で定める指定 通所支援の事業の設 備及び運営に関する 基準	第二十四条の三十一第二項の厚 生労働省令で定める指定障害児 相談支援の事業の運営に関する 基準
(略)	(略)	(略)

第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替

えは、次の表のとおりとする。

第二十四条 号 第三項第二 の五の十五 第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	第二十四条 第二十八条第 二項におい て準用する 第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	(略)	(略)	法の規定中 読み替える 規定	第二十四条 の二十八第 一項	総合的に障害者の日 常生活及び社会生活 を総合的に支援する ための法律第五条第 十八項に規定する相 談支援を行う者とし て内閣府令で定める 基準に該当する者	読み替えられる字句	読み替える字句	指定障害児相談支援事業者
第二十一条の五の十	第二十一条の五の十 九第一項の都道府県 の条例	(略)	(略)						
第二十四条の三十一第二項の内	第二十四条の三十一第二項の内 閣府令	(略)	(略)						

えは、次の表のとおりとする。

第二十四条 号 第三項第二 の五の十五 第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	第二十四条 第二十八条第 二項におい て準用する 第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	(略)	(略)	法の規定中 読み替える 規定	第二十四条 の二十八第 一項	総合的に障害者の日 常生活及び社会生活 を総合的に支援する ための法律第五条第 十八項に規定する相 談支援を行う者とし て厚生労働省令で定 める基準に該当する 者	読み替えられる字句	読み替える字句	指定障害児相談支援事業者
第二十一条の五の十	第二十一条の五の十 九第一項の都道府県 の条例	(略)	(略)						
第二十四条の三十一第二項の厚	第二十四条の三十一第二項の厚 生労働省令	(略)	(略)						

の二十八第九第二項の都道府県	閣府令で定める指定障害児相談
二項においの条例で定める指定	支援の事業の運営に関する基準
て準用する	通所支援の事業の設
第二十一条	備及び運営に関する
の五の十五	基準
第三項第三	
号	
(略)	(略)

第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で定める。

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ内閣総理大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

- 一 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び内閣総理大

の二十八第九第二項の都道府県	厚生労働省令で定める指定障害児
二項においの条例で定める指定	相談支援の事業の運営に関する
て準用する	通所支援の事業の設
第二十一条	備及び運営に関する
の五の十五	基準
第三項第三	
号	
(略)	(略)

第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

- 一 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大

臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

二・三（略）

四 法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第六号及び第七号の規定による費用を除く。）については、内閣総理大臣が児童福祉施設又は家庭的保育事業等の種類、入所定員又は利用定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等の職員の給与費、入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のため収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

五（略）

六 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要した費用の額及び内閣総理大臣が定める基準によつて算定した知識技

臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

二・三（略）

四 法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第六号及び第七号の規定による費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設又は家庭的保育事業等の種類、入所定員又は利用定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等の職員の給与費、入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のため収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

五（略）

六 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した知識技

能を与え、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

七 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、内閣総理大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

八 法第五十条第八号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

九（略）

十 法第五十一条第二号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から内閣総理大臣が定

能を与え、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

七 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、厚生労働大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

八 法第五十条第八号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

九（略）

十 法第五十一条第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定

める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を
控除した額

十一 (略)

第四十四条の八 (略)

② 法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

③ (略)

第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受託法人」という。)は、内閣府令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を
控除した額

十一 (略)

第四十四条の八 (略)

② 法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

③ (略)

第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受託法人」という。)は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② (略)

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項の内閣府令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 八 (略)

② (略)

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

二 第四十四条の十第一項の規定による届出(同項の内閣府令で定める事項の変更に係るものを除く。)があつたとき。

三 (略)

② 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十五条の三 (略)

② ⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村

② (略)

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 八 (略)

② (略)

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

二 第四十四条の十第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。)があつたとき。

三 (略)

② 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十五条の三 (略)

② ⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村

の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、「児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号（イを除く。）に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）」とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）」と、法第十三条第二項中「第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごことを行う」とあるのは「ごことを行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）の長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業

の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、「児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号（イを除く。）に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）」とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）」と、法第十三条第二項中「第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごことを行う」とあるのは「ごことを行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）の長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業

の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は児童相談所設置市と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは、「指定都市若しくは中核市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十八第五項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十四条の九第一項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う」。この場合において、児童相談所設置市の長は、当該指定をしようとするときは、あ

の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は児童相談所設置市と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは、「指定都市若しくは中核市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十八第五項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十四条の九第一項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う」。この場合において、児童相談所設置市の長は、当該指定をしようとするときは

らかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項、第二項及び第五項並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）」

、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）」

の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨ (略)

第四十六条 第五条第二項から第五項まで及び第七項（内閣総理大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十六条の二 法第五十九条の八第一項の政令で定める権限は、法第四十五条第四項並びに第五十九条の四第二項及び第三項に規定する権限とする。

第四十六条の三 法第五十九条の八第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十一条の三第三項に規定する権限 当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

二 法第二十一条の五の二十七及び第二十一条の五の二十八（これらの

の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨ (略)

第四十六条 第五条第二項から第五項まで及び第七項（厚生労働大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

(新設)

規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限 当該権限の行使の対象となる法第二十一条の五の第十八項に規定する指定障害児事業者等又は指定障害児入所施設等の設置者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

三 法第二十四条の三十九及び第二十四条の四十に規定する権限 当該権限の行使の対象となる指定障害児相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 法第五十九条の五第一項から第三項までに規定する権限 法第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

第四十六条の四 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

(新設)

改正案	現行
<p>第一条 都道府県知事は、母体保護法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者（以下「被指定者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、内閣府令で定める様式による標識を交付しなければならない。</p> <p>第二条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について、内閣府令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。</p> <p>第六条 都道府県知事は、法第十五条第二項に規定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づく内閣総理大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>第七条 法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定に関する申請、届出その他の行為であつて内閣府令で定めるものは、当該行為をした者の住所地の保健所長を経由して行うものとする。</p>	<p>第一条 都道府県知事は、母体保護法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者（以下「被指定者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生労働省令で定める様式による標識を交付しなければならない。</p> <p>第二条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。</p> <p>第六条 都道府県知事は、法第十五条第二項に規定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>第七条 法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定に関する申請、届出その他の行為であつて厚生労働省令で定めるものは、当該行為をした者の住所地の保健所長を経由して行うものとする。</p>

<p>2 法第十五条第二項の規定による都道府県知事の認定に関する申請及び届出であつて内閣府令で定めるものは、当該認定に係る講習の実施地の保健所長を経由して行うものとする。</p> <p>第八条 前各条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関して必要な事項は、内閣府令で定める。</p>	<p>2 法第十五条第二項の規定による都道府県知事の認定に関する申請及び届出であつて厚生労働省令で定めるものは、当該認定に係る講習の実施地の保健所長を経由して行うものとする。</p> <p>第八条 前各条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務の委任の範囲及び手続）</p> <p>第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付に関する事務（補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長の補助金等の交付に関する事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー</p>	<p>（事務の委任の範囲及び手続）</p> <p>第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長の事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立</p>

1・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の補助金等の交付に関する事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関）に委任することができる。この場合において、各省各庁の地方支分部局に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

3 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構

行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

（新設）

2 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構

、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に關する事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に關する事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならぬ。

4| (略)

5| 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に關する事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければ

、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならぬ。

3| (略)

4| 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

ばならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容を明らかにして、知事等が補助金等の交付に関する事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 (略)

4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 (略)

4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととな

を知事等が行うこととなつた場合においては、法中補助金等の交付に関する事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

つた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（軽減税率等の適用についての手続等）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。</p> <p>一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるとき <u>その旨を記載した文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（軽減税率等の適用についての手続等）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。</p> <p>一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるとき <u>その旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け等の取扱い）</p> <p>第三条 指定都市の指定があつた場合においては、都道府県は、指定日の前日以前において母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の規定により貸付金の貸付けを受けた者であつて指定日において現に当該指定都市の区域内に住所を有するものに対して有する当該貸付金に係る債権を当該指定都市に譲渡するものとし、当該指定都市の市長は、遅滞なくその旨を貸付けを受けた者に通知するものとする。</p> <p>この場合においては、当該貸付金は、同法第三十七条の規定の適用については、当該指定都市が同条第一項の規定による国の貸付けを受けて貸し付けたものとみなすものとし、同項の規定による当該指定都市に対する国の貸付金の額は、<u>内閣総理大臣</u>が財務大臣と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の場合における債権の譲渡価格及び支払条件は、<u>内閣総理大臣</u>が総務大臣及び財務大臣と協議して定めるところによる。</p>	<p>（母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け等の取扱い）</p> <p>第三条 指定都市の指定があつた場合においては、都道府県は、指定日の前日以前において母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の規定により貸付金の貸付けを受けた者であつて指定日において現に当該指定都市の区域内に住所を有するものに対して有する当該貸付金に係る債権を当該指定都市に譲渡するものとし、当該指定都市の市長は、遅滞なくその旨を貸付けを受けた者に通知するものとする。</p> <p>この場合においては、当該貸付金は、同法第三十七条の規定の適用については、当該指定都市が同条第一項の規定による国の貸付けを受けて貸し付けたものとみなすものとし、同項の規定による当該指定都市に対する国の貸付金の額は、<u>厚生労働大臣</u>が財務大臣と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の場合における債権の譲渡価格及び支払条件は、<u>厚生労働大臣</u>が総務大臣及び財務大臣と協議して定めるところによる。</p>

○ 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（既認定者等に関する経過措置）</p> <p>第四条 既認定者等に係る改正法附則第六条第一項に規定する政令で定める日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法第十二条、第二十三条又は第二十九条の規定を適用する場合には、同法第十二条第二項中「都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「国」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事等」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」と、同法第二十九条第一項及び第二項中「都道府県知事等」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>又は都道府県知事」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（既認定者等に関する経過措置）</p> <p>第四条 既認定者等に係る改正法附則第六条第一項に規定する政令で定める日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法第十二条、第二十三条又は第二十九条の規定を適用する場合には、同法第十二条第二項中「都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「国」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事等」とあるのは「<u>厚生労働大臣</u>」と、同法第二十九条第一項及び第二項中「都道府県知事等」とあるのは「<u>厚生労働大臣</u>又は都道府県知事」とする。</p>

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として内閣総理大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。</p> <p>2 法第八条第二項第二号の「一人親世帯の貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある一人親世帯（十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十八歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。以下この項において同じ。）に属する者の数として内閣総理大臣が定めるところにより算定した数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいう。</p>	<p>1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。</p> <p>2 法第八条第二項第二号の「一人親世帯の貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある一人親世帯（十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十八歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。以下この項において同じ。）に属する者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいう。</p>

○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第六十号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の一時金の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。</p>	<p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める財産）</p> <p>第五条 法第十二条第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は内閣総理大臣が定めるその他の財産とする。</p> <p>（法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからリまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからリまでに定める給付については、内閣府令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める財産）</p> <p>第五条 法第十二条第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。</p> <p>（法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからリまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからリまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)

第六条の五 (略)

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 (略)

二 次のイからチまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからチまでに定める給付については、内閣府令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ 一 (略)

三 一 (略)

(法第十三条の二第三項の規定による手当の支給の制限)

第六条の六 (略)

2 前項に規定する障害基礎年金等加算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三第五項の規定によりその支給が停止された同項に規定する障害補償年金については、内閣府令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

二 一 (略)

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)

第六条の五 (略)

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 (略)

二 次のイからチまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからチまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ 一 (略)

三 一 (略)

(法第十三条の二第三項の規定による手当の支給の制限)

第六条の六 (略)

2 前項に規定する障害基礎年金等加算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三第五項の規定によりその支給が停止された同項に規定する障害補償年金については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

二 一 (略)

(法第十三条の三第二項の政令で定める事由)

第八条 法第十三条の三第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしていること。

二 (略)

三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として内閣府令で定める事由があること。

別表第二(第一条関係)

一〜十 (略)

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、内閣総理大臣が定めるもの

(備考) (略)

(法第十三条の三第二項の政令で定める事由)

第八条 法第十三条の三第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。

二 (略)

三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

別表第二(第一条関係)

一〜十 (略)

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) (略)

改正案	現行
<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつ</p>	<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつ</p>

て内閣総理大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十（略）

（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）

第六条 法第十四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、継続して事業場を設けて行うものとする。

一～七（略）

八 その他内閣総理大臣が定める事業

2 法第十四条に規定する同条第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業であつて、同号に掲げる者を対象として行うものとする。

一～三（略）

四 その他内閣総理大臣が定める事業

（貸付金額の限度）

第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専

て厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十（略）

（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）

第六条 法第十四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、継続して事業場を設けて行うものとする。

一～七（略）

八 その他厚生労働大臣が定める事業

2 法第十四条に規定する同条第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業であつて、同号に掲げる者を対象として行うものとする。

一～三（略）

四 その他厚生労働大臣が定める事業

（貸付金額の限度）

第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専

修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額

イ〜ニ（略）

四〜十二（略）

（貸付方法及び利率）

第八条（略）

2〜5（略）

6 母子事業開始資金、母子事業継続資金又は母子住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて内閣総理大臣が定める期間延長することができる。

（保証人及び連帯債務を負担する借主）

修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額

イ〜ニ（略）

四〜十二（略）

（貸付方法及び利率）

第八条（略）

2〜5（略）

6 母子事業開始資金、母子事業継続資金又は母子住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

（保証人及び連帯債務を負担する借主）

第九条 (略)

2・3 (略)

4 母子・父子福祉団体に対する母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けについては、当該母子・父子福祉団体の役員（内閣府令で定める役員に限る。第十五条第二項第三号において同じ。）の全員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

(納付金)

第十八条 母子・父子福祉団体に対する母子福祉資金貸付金につき、第十六条の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、当該一時償還の請求に係る母子福祉資金貸付金の貸付けの日の翌日から当該一時償還に係る支払期日までの期間に応じ、当該母子福祉資金貸付金の額（母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該母子福祉資金貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を都道府県に納付しなければならない。

2 (略)

(貸付業務の報告)

第二十四条 都道府県知事は、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、内閣府令の定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第九条 (略)

2・3 (略)

4 母子・父子福祉団体に対する母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けについては、当該母子・父子福祉団体の役員（厚生労働省令で定める役員に限る。第十五条第二項第三号において同じ。）の全員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

(納付金)

第十八条 母子・父子福祉団体に対する母子福祉資金貸付金につき、第十六条の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、当該一時償還の請求に係る母子福祉資金貸付金の貸付けの日の翌日から当該一時償還に係る支払期日までの期間に応じ、当該母子福祉資金貸付金の額（母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、厚生労働大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該母子福祉資金貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を都道府県に納付しなければならない。

2 (略)

(貸付業務の報告)

第二十四条 都道府県知事は、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければ

らない。

(内閣府令への委任)

第三十条 前三条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一〇八 (略)

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。)の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内閣総理大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」という。

一〇九 への入所に際し必要な資金

ばならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条 前三条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一〇八 (略)

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。)の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」という。

一〇九 への入所に際し必要な資金

十 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

255 (略)

6 父子事業開始資金、父子事業継続資金又は父子住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて内閣総理大臣が定める期間延長することができる。

(内閣府令への委任)

第三十一条の十 前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十二条 法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

十 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

255 (略)

6 父子事業開始資金、父子事業継続資金又は父子住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十一条の十 前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十二条 法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一〇七 (略)

八 法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡婦の被扶養者」という。）の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内閣総理大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

九 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 (略)

二〇五 (略)

六 寡婦事業開始資金、寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて内閣総理大臣が定める期間延長することができる。

(剰余金の国への償還)

第四十二条 法第三十七条第二項に規定する政令で定める額は、当該道府県における当該年度の前々年度（以下「基準年度」という。）以前三年度の各年度における特別会計の決算上の母子福祉資金貸付金、父子福

一〇七 (略)

八 法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡婦の被扶養者」という。）の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

九 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 (略)

二〇五 (略)

六 寡婦事業開始資金、寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

(剰余金の国への償還)

第四十二条 法第三十七条第二項に規定する政令で定める額は、当該道府県における当該年度の前々年度（以下「基準年度」という。）以前三年度の各年度における特別会計の決算上の母子福祉資金貸付金、父子福

祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額とする。ただし、当該都道府県が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準年度の前々年度以降の年度に母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付業務を開始し、又は廃止した場合（福祉資金貸付金の貸付業務を廃止した場合を除く。） 基準年度の翌々年度における福祉資金貸付金の貸付額の見込額等を勘案して内閣総理大臣が定める額

二 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害をいう。）による被害を受けた者（以下この号において「被災者」という。）に対する福祉資金貸付金の財源として、同法第二十条第一項の規定に基づき、基準年度以前三年度のいずれかの年度において特別会計への繰入れを行った場合 基準年度以前三年度の各年度における福祉資金貸付金の貸付額及び被災者に対する貸付額、基準年度以前三年度の各年度において被災者に対する福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額等を勘案して内閣総理大臣が定める額

2 (略)

第四十五条 法第四十四条の規定による都道府県の補助は、各年度において、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した法第四十二条第一号、第三号、第四号又は第六号から第八号までに掲げる費用の額から、その

祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額とする。ただし、当該都道府県が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準年度の前々年度以降の年度に母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付業務を開始し、又は廃止した場合（福祉資金貸付金の貸付業務を廃止した場合を除く。） 基準年度の翌々年度における福祉資金貸付金の貸付額の見込額等を勘案して厚生労働大臣が定める額

二 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害をいう。）による被害を受けた者（以下この号において「被災者」という。）に対する福祉資金貸付金の財源として、同法第二十条第一項の規定に基づき、基準年度以前三年度のいずれかの年度において特別会計への繰入れを行った場合 基準年度以前三年度の各年度における福祉資金貸付金の貸付額及び被災者に対する貸付額、基準年度以前三年度の各年度において被災者に対する福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額等を勘案して厚生労働大臣が定める額

2 (略)

第四十五条 法第四十四条の規定による都道府県の補助は、各年度において、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第四十二条第一号、第三号、第四号又は第六号から第八号までに掲げる費用の額から、その

費用のための収入の額を控除した額の四分の一に相当する額について行う。

2 法第四十五条の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第四十二条第一号、第三号、第四号若しくは第六号から第八号まで又は第四十三条第一号、第二号、第四号から第六号まで若しくは第八号から第十一号までに掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額の二分の一に相当する額

二 (略)

附 則

(法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第四条 法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 一七 (略)

八 法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者(次号において単に「被扶養者」という。)の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内閣総理大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金

九 (略)

費用のための収入の額を控除した額の四分の一に相当する額について行う。

2 法第四十五条の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第四十二条第一号、第三号、第四号若しくは第六号から第八号まで又は第四十三条第一号、第二号、第四号から第六号まで若しくは第八号から第十一号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額の二分の一に相当する額

二 (略)

附 則

(法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第四条 法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 一七 (略)

八 法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者(次号において単に「被扶養者」という。)の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金

九 (略)

改正案	現行
<p>（国又は都道府県の費用の負担）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定による措置に要する費用についての法第二十一条の二又は第二十一条の三の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準によつて算定した同項の規定による<u>養育医療の給付</u>（<u>養育医療に要する費用の支給を含む。</u>）に要する費用の額から<u>内閣総理大臣</u>が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用のための収入の額を控除した額について行う。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四条 法第二十八条第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三項に規定する権限 当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長</p>	<p>（国又は都道府県の費用の負担）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定による措置に要する費用についての法第二十一条の二又は第二十一条の三の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準によつて算定した同項の規定による<u>養育医療の給付</u>（<u>養育医療に要する費用の支給を含む。</u>）に要する費用の額から<u>厚生労働大臣</u>が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用のための収入の額を控除した額について行う。</p> <p>（新設）</p>

二 法第二十七条第一項に規定する権限 法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、幼保連携型認定こども園及び専修学校（高等課程に係るものに限る。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で内閣総理大臣が別に定める額」とする。</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、幼保連携型認定こども園及び専修学校（高等課程に係るものに限る。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

		<p>（無利子貸付金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の準用）</p> <p>第五条 法第五条第一項に規定する無利子貸付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定を準用する。この場合において、同令の規定（第一条、第二条、第三条第一項、第六条、第九条第二項及び第四項、第十条第一項、第十二条、第十四条第一項第一号並びに第十六条第三項を除く。）中「法」とあるのは「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準用する法」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
項	第十六条第一	（略）	（略）
	当該各省各庁	（略）	（略）
	委任すること	各省各庁	委任すること（他の各省各庁の長から補助金等の貸付けに関する事務の一部の委任を受けた各省各庁

現行

		<p>（無利子貸付金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の準用）</p> <p>第五条 法第五条第一項に規定する無利子貸付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定を準用する。この場合において、同令の規定（第一条、第二条、第三条第一項、第六条、第九条第二項及び第四項、第十条第一項、第十二条、第十四条第一項第一号並びに第十六条第二項を除く。）中「法」とあるのは「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準用する法」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
項	第十六条第一	（略）	（略）
	当該各省各庁	（略）	（略）
	委任すること	各省各庁	委任すること（他の各省各庁の長から当該事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、当該各省各庁

<p>第十七条第一 項</p>	<p>行うこととする こと</p>	<p>の長が、当該各省各庁の機関に委任する場合を含む。） 行うこととする（他の各省各庁の長から補助金等の貸付けに関する事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、知事等が行うこととする場合を含む。）</p>
<p>第十七条第一 項</p>	<p>行うこととする こと</p>	<p>の機関に委任する場合を含む。） 行うこととする（他の各省各庁の長から当該事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、知事等が行うこととする場合を含む。）</p>

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁</p>	<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁</p>

厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
観光庁
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁

厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
観光庁
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第一項に規定する職業紹介、同条第六項に規定する募集情報等提供、同条第八項に規定する労働者供給及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、<u>四国厚生支局長</u>。以下この条及び次条において同じ。）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第一項に規定する職業紹介、同条第六項に規定する募集情報等提供、同条第八項に規定する労働者供給及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、<u>四国厚生支局長</u>。次号及び次条第三号において同じ。）</p>

六 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介等及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号及び第十四号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ（略）

七〇十二（略）

十三 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

十四 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総

六 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介等及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ（略）

七〇十二（略）

（新設）

（新設）

理大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。） 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

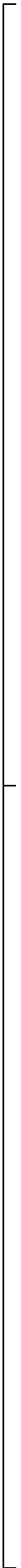
一〇七 (略)

八 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたもの限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇七 (略)

(新設)



○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>子ども家庭庁</u></p> <p>六<u>三十一</u> （略）</p>	<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五<u>三十</u> （略）</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。			
標準事務 (略)	手数料を徴収する事務 (略)	金額 (略)	(略)
七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円	(略)

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。			
標準事務 (略)	手数料を徴収する事務 (略)	金額 (略)	(略)
七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円	(略)

備考

一・二
(略)

備考

一・二
(略)

改正案	現行
<p>（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けなければならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の</p>	<p>（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けなければならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が</p>

<p>行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が定めるもの</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ロにおいて「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受け、<u>たもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その他の施設の整備に関する事業</u></p> <p>ロ 認定こども園法第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）の施設の整備に関する事業</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園（第一号イに規定するものに限る。）、大学及び高等専門学校を除く。）の校舎その他の施設、スポーツ施設、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場並びに教員及び職員のための住宅の整備に関する</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の校舎その他の施設、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども</u></p>

<p>項 事業の区分</p>	<p>る事業のうち、内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの</p> <p>五 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>(削る)</p> <p>イ 次 (略)</p> <p>六 九 (略)</p> <p>(国有財産の譲与等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び文部科学大臣と協議しなければならない。</p> <p>別表第一 (第三十二条関係)</p>
<p>項 事業の区分</p>	<p>も園 (以下単に「幼保連携型認定こども園」という。) の施設、スポーツ施設、学校給食法 (昭和二十九年法律第六十号) 第六条に規定する共同調理場並びに教員及び職員のための住宅の整備に関する事業のうち、内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 (居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行う事業を除く。) の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業</p> <p>ロ リ (略)</p> <p>五 八 (略)</p> <p>(国有財産の譲与等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び文部科学大臣 (幼保連携型認定こども園に係る指定にあつては、当該各省各庁の長並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣) と協議しなければならない。</p> <p>別表第一 (第三十二条関係)</p>
<p>国庫の負担又</p>	<p>国庫の負担又</p>

(略)	十八	(略)	児童福祉法	は補助の割合
(略)	児童福祉法 福祉 施設	(略)	児童福祉法 (昭和二十 二年法律第 百六十四号 第七條第 一項に規定 する児童福 祉施設の整 備	
(略)	(一) 助産施設、母子生 活支援施設、保育所 及び幼保連携型認定 こども園に係るもの	(二) 乳児院及び障害児 入所施設（主として 知的障害のある児童 を入所させるものに 限る。）に係るもの	(三) 障害児入所施設（ 主として重症心身障 害児（児童福祉法第 七条第二項に規定す る重症心身障害児を いう。以下同じ。） を入所させるものに 限る。）に係るもの	十分の七・五
(略)			十分の八	

(略)	十八	(略)	児童福祉法	は補助の割合
(略)	児童福祉法 福祉 施設	(略)	児童福祉法 第七條第一 項に規定す る児童福祉 施設の整備	
(略)	(一) 助産施設、母子生 活支援施設、保育所 及び幼保連携型認定 こども園に係るもの	(二) 乳児院及び障害児 入所施設（主として 知的障害のある児童 を入所させるものに 限る。）に係るもの	(三) 障害児入所施設（ 主として重症心身障 害児（児童福祉法第 七条第二項に規定す る重症心身障害児を いう。以下同じ。） を入所させるものに 限る。）に係るもの	十分の七・五
(略)			十分の八	

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）
 （抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 <u>子ども家庭庁</u></p> <p>七 <u>三十四</u> （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 <u>三十三</u> （新設）</p> <p>六 <u>三十三</u> （略）</p>

改正案	現行
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 医療費 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、二十五万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 医療費 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、二十五万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、</p>

これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを
一円に切り上げた額」との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定
める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額

(1)・(2) (略)

ロ 単位療養額を合算した額の十分の一を超えない範囲内で療養に伴
って要する費用として内閣府令で定める額

ハ・ニ (略)

二 障害見舞金 障害の程度に応じ四千万円から八十八万円までの範囲

(第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第
五号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。)に係る障
害見舞金にあつては、二千万円から四十四万円までの範囲)内内閣
府令で定める額

三 死亡見舞金 三千万円(第五条第一項第四号に掲げる死亡(同条第

二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。)及び同条第一項第五号
の内閣府令で定める死亡に係る死亡見舞金にあつては、千五百万円)

2 8 (略)

(学校の管理下における災害の範囲)

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である

これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを
一円に切り上げた額」との合算額を超えない範囲内で文部科学省令
で定める額を超えるときは、当該文部科学省令で定める額）を合算
した額

(1)・(2) (略)

ロ 単位療養額を合算した額の十分の一を超えない範囲内で療養に伴
って要する費用として文部科学省令で定める額

ハ・ニ (略)

二 障害見舞金 障害の程度に応じ四千万円から八十八万円までの範囲

(第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第
五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。)に係
る障害見舞金にあつては、二千万円から四十四万円までの範囲)内
文部科学省令で定める額

三 死亡見舞金 三千万円(第五条第一項第四号に掲げる死亡(同条第

二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。)及び同条第一項第五号
の文部科学省令で定める死亡に係る死亡見舞金にあつては、千五百万
円)

2 8 (略)

(学校の管理下における災害の範囲)

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である

事由が学校の管理下において生じたものうち、内閣府令で定めるものの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、内閣府令で定める程度のもの

四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたものうち、内閣府令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合

(災害共済給付契約等の拒絶理由)

第六条 法第十六条第四項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約の申込みが内閣府令で定める契約締結期限の経過後に行われること。

三 (略)

事由が学校の管理下において生じたものうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの

四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたものうち、文部科学省令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

(災害共済給付契約等の拒絶理由)

第六条 法第十六条第四項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約の申込みが文部科学省令で定める契約締結期限の経過後に行われること。

三 (略)

(児童生徒等の転学等における特例)

第十三条 災害共済給付契約に係る児童生徒等が転学し、進学し、卒業し、又は退学した場合における第四条第一項、第二項及び第五項並びに第九条の規定の適用について必要な事項は、内閣府令で定める。

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに内閣総理大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 補助対象災害共済給付経費のうち内閣総理大臣の定める額

(センターに対する国の補助)

第十八条 (略)

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及

(児童生徒等の転学等における特例)

第十三条 災害共済給付契約に係る児童生徒等が転学し、進学し、卒業し、又は退学した場合における第四条第一項、第二項及び第五項並びに第九条の規定の適用について必要な事項は、文部科学省令で定める。

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(センターに対する国の補助)

第十八条 (略)

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及

び生徒の数を配分し、その配分した数を内閣総理大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

附 則

(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置

び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

附 則

(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置

者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の四 センターは、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2 (略)

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。

者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の四 センターは、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2 (略)

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。

）、第十九条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の内閣総理大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第九条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあつては、その経営を開始する日）」と、「同月三

）、第十九条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項及び第九条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあつては、その経営を開始する日）」と、「同

十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第九条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合

別表（第十八条関係）

（表略）

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

X 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

Y 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

月三十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第九条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合のほか、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議してこれらの場合に準ずる場合として定める場合

別表（第十八条関係）

（表略）

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

X 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

Y 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

P 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数

Q 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

q 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数

Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（発達障害の定義）</p> <p>第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）<u>第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの</u>のうち、言語の障害、協調運動の障害<u>その他内閣府令・厚生労働省令で定める障害とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（発達障害の定義）</p> <p>第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）<u>第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの</u>のうち、言語の障害、協調運動の障害<u>その他厚生労働省令で定める障害とする。</u></p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十一条―第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に關し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかか ることにより長期にわたり療養を必要とするもの であつて、当該疾病の患者の置かれて いる状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものとする。</p> <p>（自立支援医療の種類）</p> <p>第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に關し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかか ることにより長期にわたり療養を必要とするもの であつて、当該疾病の患者の置かれて いる状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。</p> <p>（自立支援医療の種類）</p> <p>第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。</p>

一 障害児のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第四十一条において「更生医療」という。）

三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（附則第三条において「精神障害者」という。）のうち内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）

（指定事務受託法人）

第三条の二（略）

2 法第十一条の二第二項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3（略）

一 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第四十一条において「更生医療」という。）

三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（附則第三条において「精神障害者」という。）のうち厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）

（指定事務受託法人）

第三条の二（略）

2 法第十一条の二第二項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3（略）

(市町村等事務の運営に関する基準)

第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受託法人」という。)は、内閣府令・厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三条の四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項の主務省令で定める要件に該当しなくなったとき。

二〇八 (略)

(市町村等事務の運営に関する基準)

第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受託法人」という。)は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三条の四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったとき。

二〇八 (略)

2 (略)

(指定事務受託法人の指定等の公示)

第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

二 第三条の四第一項の規定による届出(同項の内閣府令・厚生労働省令)で定める事項の変更に係るものを除く。)があつたとき。

三 (略)

2 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(障害支援区分の認定手続)

第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があつたときは、同条第二項の調査(同条第六項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。)の結果その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

2 (略)

(指定事務受託法人の指定等の公示)

第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

二 第三条の四第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令)で定める事項の変更に係るものを除く。)があつたとき。

三 (略)

2 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(障害支援区分の認定手続)

第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があつたときは、同条第二項の調査(同条第六項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。)の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間（法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第二十八条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の

2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間（法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第二十八条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三
条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各
号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする
。

一（略）

二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自
立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（内閣総理大臣及
び厚生労働大臣が定める要件に該当する者に限る。）を除く。以下こ
の号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であつ
て、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九
千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害
者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者
に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者
に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障
害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（
法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以
下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあ
つた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税
法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（
同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九
十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定に
よつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三
条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各
号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする
。

一（略）

二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自
立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が
定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二
号ロ及びハにおいて同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの
（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害
者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者
に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者
に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障
害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（
法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以
下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあ
つた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税
法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（
同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九
十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定に
よつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の

四 第六項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ (略)

三 (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保

四 第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ (略)

三 (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保

護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令(当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令)で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
 - 二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
- イハ (略)

ニ 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所

護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
 - 二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
- イハ (略)

ニ 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所

を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等
 又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属
 する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若
 しくは要保護者である者であつて厚生労働省令(当該支給決定障害
 者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等
 包括支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生
 労働省令)で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害
 者等 零

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第六項	(略)	第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項及び第三項の定め

を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等
 又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属
 する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若
 しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該
 当する場合における当該支給決定障害者等 零

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第六項	(略)	第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に關	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項及び第三項の定め

(略)		
(略)	基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）	
(略)		

（指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え）
 第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の <u>主務省令</u>

(略)		
(略)	する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）	
(略)		

（指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え）
 第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の <u>厚生労働省令</u>

第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の <u>主務省令</u> で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
(略)	(略)	(略)

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の <u>主務省令</u>
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基	第五十一条の二十四第二項の <u>主務省令</u> で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基

第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の <u>厚生労働省令</u> で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
(略)	(略)	(略)

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の <u>厚生労働省令</u>
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基	第五十一条の二十四第二項の <u>厚生労働省令</u> で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準

		準
(略)	(略)	(略)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の <u>主務省令</u>
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービス <small>（一）</small> の事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の <u>主務省令</u> で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準

		準
(略)	(略)	(略)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の <u>厚生労働省令</u>
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービス <small>（一）</small> の事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の <u>厚生労働省令</u> で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準

2 指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号	第四十三条第二項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の <u>主務省令</u>	(略)
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号	都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の <u>主務省令</u> で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

2 指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号	第四十三条第二項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の <u>厚生労働省令</u>	(略)
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号	都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の <u>厚生労働省令</u> で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用(同条第三号及び第四号の内閣府令・厚生労働省令で定める者に該当するもの)に係る適用

第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用(同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するもの)に係る適用を

を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとするができる。

(医療受給者証の交付)

第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 支給認定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、支給認定の有効期間(法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第八条第一項に規定する市町村等をいう。以下同じ。)に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(医療受給者証の再交付)

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認

除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとするができる。

(医療受給者証の交付)

第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 支給認定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、支給認定の有効期間(法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第八条第一項に規定する市町村等をいう。以下同じ。)に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(医療受給者証の再交付)

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認

定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

2 精神通院医療に係る前項の申請は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を經由して行うことができる。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額(附則第十三条において「負担上限月額」という。)は、法第五十四条第一項の主務省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより受けた者(以下「高額治療継続者」という。)である場合における当該支給認定障害者等(次号から第五号までに掲げる者を除く。)
一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町

定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を經由して行うことができる。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額(附則第十三条において「負担上限月額」という。)は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(以下「高額治療継続者」という。)である場合における当該支給認定障害者等(次号から第五号までに掲げる者を除く。)
一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町

村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千円

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者に

村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千円

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者に

ついで、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金その他の内閣府令・厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、

ついで、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、

次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入等のあつた月の属する年度（補装具の購入等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 (略)

257 (略)

8 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事

次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入等のあつた月の属する年度（補装具の購入等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 (略)

257 (略)

8 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事

項は、法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令・厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める。

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、

重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するものが利用する障害福祉サービスに係るものに限る。)の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その

項は、厚生労働省令で定める。

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、

重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。)の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ (略)

二・三 (略)

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める

のいずれか低い額

ロ (略)

二・三 (略)

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定

基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に對して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助)

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に對して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(主務大臣)

第五十二条 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一章(第五条を除く。)、第二章第一節(第八条から第十一条

した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に對して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助)

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に對して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

(新設)

まで及び第十二条を除く。)並びに第二節第一款及び第二款(第十九条第三項及び第二十七条(同項に係る部分に限る。))を除く。)、第二十八条、第四十一条の二、第三章(第七十七条第一項第四号及び第五号を除く。)、第五章から第八章まで、第百五条の二並びに第百八条の規定に定める事項

二 前号に掲げるもののほか、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、基本相談支援(特定相談支援事業を行う者が行うものに限る。)、計画相談支援、特定相談支援事業、自立支援医療、補装具、移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事項(法第十九条第三項、第二十七条(同項に係る部分に限る。))、第二章第二節第四款及び第七十六条の二第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定に定める事項を除く。)

2) 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第百六条の二第一項ただし書及び前項の規定により、法第十一条、第四十七条の二第二項、第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限(前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。))を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、内閣総理大臣にあつては厚生労働大臣に、厚生労働大臣にあつては内閣総理大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

(権限の委任)

第五十三条 法第百七条第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任され

(新設)

た権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長
（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この
条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその
権限を行使することを妨げない。

一 法第五十一条の三及び第五十一条の四に規定する権限（前条第一項
第二号に掲げる事項に係るものに限る。） 当該権限の行使の対象と
なる法第四十二条第一項に規定する指定事業者等の主たる事務所の所
在地を管轄する地方厚生局長

二 法第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限（前
条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。） 当該権限の行使
の対象となる法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事
業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

第五十四条 内閣総理大臣は、この政令の規定による内閣総理大臣の権限
をこども家庭庁長官に委任する。

（命令への委任）

第五十五条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な
手続その他の事項は、第五十二条第一項各号に掲げる事項については内
閣府令・厚生労働省令で、それ以外の事項については厚生労働省令で定
める。

附則

（新設）

（厚生労働省令への委任）
第五十二条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な
手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(主務大臣)

第二条の二 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、第十二条第一項各号に掲げる事項のほか、法附則第二条第一項の規定により障害者とみなされた障害児に関する事項とする。

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 (略)

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月

(新設)

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 (略)

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月

が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円

が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（年金特別会計における子ども手当に関する経理）</p> <p>第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、第五十六条の二第一項第一号イ中「<u>児童手当交付金</u>」とあるのは「<u>児童手当交付金及び子ども手当交付金</u>」と、同項第二号中「<u>拠出金</u>」とあるのは「<u>拠出金（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）</u>」と、第六十条第三項中「<u>児童手当交付金</u>」とあるのは「<u>児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金</u>」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは、「仕事・子育て両立支援事業費</p>	<p>附則</p> <p>（年金特別会計における子ども手当に関する経理）</p> <p>第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「<u>拠出金</u>」とあるのは「<u>拠出金（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）</u>」と、「<u>事務</u>」とあるのは「<u>事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務</u>」と、同項中「<u>児童手当交付金</u>」とあるのは「<u>児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金</u>」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは、「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。</p>

及び児童育成事業費」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、第五十六条の二第一項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同項第二号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、第六十条第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。

改正案	現行
<p>（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）</p> <p>第十五条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同条第二項に規定する職、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 <u>子ども家庭庁長官</u></p> <p>十二～十八 （略）</p>	<p>（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）</p> <p>第十五条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同条第二項に規定する職、同法第六十二条第一項に規定する職並びに同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長</p> <p>六～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～十七 （略）</p>

2 (略)

(局長等としての在職機関)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年

一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（次号、第四号から第十号まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除く。）

二・三 (略)

四 内閣府（次号から第九号まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除く。）

五〇八 (略)

九〇 ことも家庭庁

一〇〇二十三 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役職員に類する者)

第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職

員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前

条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十

一号から第二十一号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合に
おける当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲

げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする

2 (略)

(局長等としての在職機関)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年

一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（次号、第四号から第九号まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除く。）

二・三 (略)

四 内閣府（次号から第八号まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除く。）

五〇八 (略)

(新設)

九〇二十二 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役職員に類する者)

第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職

員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前

条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十

号から第二十号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合におけ
る当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げ

る国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。

(在職していた行政機関等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第百六条の第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及び第十一号から第二十二号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関
当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関(当該行政機関等であるものを除く。)に属する職員
- 二・三 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの(離職時に在職していた第十六条第一項(第二十二号を除く。))に定める国の機関に置かれるものに限る。)として採用された場合

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第

(在職していた行政機関等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第百六条の第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及び第十号から第二十一号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関
当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関(当該行政機関等であるものを除く。)に属する職員
- 二・三 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの(離職時に在職していた第十六条第一項(第二十一号を除く。))に定める国の機関に置かれるものに限る。)として採用された場合

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第

一項(第二十二号を除く。)に定めるものとする。

別表第一(第五条関係)

(略)	(略)
内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁及び子ども家庭庁を除く。)	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房 内閣府設置法第十七条第一項に規定する局 食品安全委員会に置かれる事務局 国会等移転審議会に置かれる事務局 公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 地方創生推進事務局 知的財産戦略推進事務局 科学技術・イノベーション推進事務局 健康・医療戦略推進事務局 宇宙開発戦略推進事務局 北方対策本部 (削る)
	総合海洋政策推進事務局 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局

一項(第二十一号を除く。)に定めるものとする。

別表第一(第五条関係)

(略)	(略)
内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。)	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房 内閣府設置法第十七条第一項に規定する局 食品安全委員会に置かれる事務局 国会等移転審議会に置かれる事務局 公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 地方創生推進事務局 知的財産戦略推進事務局 科学技術・イノベーション推進事務局 健康・医療戦略推進事務局 宇宙開発戦略推進事務局 北方対策本部 子ども・子育て本部
	総合海洋政策推進事務局 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局

別表第二(第十二条、第十四条関係)					
金融庁	(略)	金融庁 金融国際審議官	(略)	金融庁 総合政策局(金融庁設置法第二十五条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。)	官民人材交流センター 沖繩総合事務局 個人情報保護委員会に置かれる事務局 カジノ管理委員会に置かれる事務局 消費者庁
(略)	(略)	子ども家庭庁 子ども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)第一条に規定する長官官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設	(略)	企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	

別表第二(第十二条、第十四条関係)					
金融庁	(略)	金融庁 金融国際審議官	(略)	金融庁 総合政策局(金融庁設置法第二十五条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。)	官民人材交流センター 沖繩総合事務局 個人情報保護委員会に置かれる事務局 カジノ管理委員会に置かれる事務局 消費者庁
(略)	(略)	(新設) 子ども家庭庁 子ども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)第一条に規定する長官官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設	(略)	企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	

(略)	子ども家庭庁
(略)	子ども家庭庁長官
(略)	(新設)
(略)	(新設)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>子ども家庭庁</u></p> <p>七 <u>三十三</u> （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 <u>三十二</u> （略）</p>

改正案		現行	
<p>（国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等）</p> <p>第五条 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第四項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とする。この場合において、同項の規定により法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の規定は、適用しない。</p>			
第二項	満三歳未満保育認定地域 型保育を受けようとする 満三歳未満保育認定子ども	第二項	満三歳未満保育認定地域 型保育を受けようとする 満三歳未満保育認定子ども
	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」		特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」

(略)	(略)	(略)	という。)に係る教育・保育 給付認定保護者又は特定利用 地域型保育(特定満三歳以上 保育認定地域型保育を除く。 以下この項において同じ。) を受けようとする満三歳以上 保育認定子ども
-----	-----	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2・3 (略)

(法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定)

第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次の
とおりとする。

- 一〇九 (略)
- 十 子ども・子育て支援法第七十八条から第八十条までの規定
- 十一 (略)

(指定試験機関の指定)

第七条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二
年法律第六十四号。以下「準用児童福祉法」という。)第十八条の九
第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。)及び次
条(第二項第七号を除く。))において単に「指定」という。)は、内閣

(略)	(略)	(略)	ども」という。)に係る教育 ・保育給付認定保護者又は特 定利用地域型保育(特定満三 歳以上保育認定地域型保育を 除く。以下この項において同 じ。)を受けようとする満三 歳以上保育認定子ども
-----	-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2・3 (略)

(法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定)

第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次の
とおりとする。

- 一〇九 (略)
- 十 子ども・子育て支援法第八十三条から第八十五条までの規定
- 十一 (略)

(指定試験機関の指定)

第七条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二
年法律第六十四号。以下「準用児童福祉法」という。)第十八条の九
第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。)及び次
条(第二項第七号を除く。))において単に「指定」という。)は、厚生

府令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3（略）

（都道府県知事への引継ぎ）

第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3（略）

（都道府県知事への引継ぎ）

第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

○ 幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職）</p> <p>第二条 法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機 関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条 及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する 長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第 一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定分野における高 度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うこと による政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該 官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において 同じ。）を除く。）であつて、標準的な官職を定める政令（平成二十一 年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機 関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上 の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の 職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。） に属するものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職）</p> <p>第二条 法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機 関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条 及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する 長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第 一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定分野における高 度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うこと による政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該 官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において 同じ。）を除く。）であつて、標準的な官職を定める政令（平成二十一 年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機 関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上 の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の 職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。） に属するものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 内閣府子ども・子育て本部</p>

九〇十六 (略)

2 (略)

(政令で定める機関の長)

第十三条 法第六十一条の九第一項の政令で定める機関の長は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七〇七 家庭庁長官

一〇十七 (略)

2 (略)

(政令で定める機関の長)

第十三条 法第六十一条の九第一項の政令で定める機関の長は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

(新設)

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（抄）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（こども家庭庁長官に委任されない権限）</p> <p>第九条 法第三十七条第一項の政令で定める権限は、法第三条第二項及び第四項並びに第十条第一項並びに法第二十六条において準用する学校教 育法第八十一条第一項に規定する権限とする。</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（保育必要量の認定）</p> <p>第一条の二 法第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。</p> <p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。</p> <p>一 教育認定子ども（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。）</p> <p>二 満三歳以上保育認定子ども（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三歳に達す</p>	<p>（保育必要量の認定）</p> <p>第一条の二 法第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。</p> <p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。</p> <p>一 教育認定子ども（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。）</p> <p>二 満三歳以上保育認定子ども（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三</p>

る日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第十一条第一項において同じ。）

2
(略)

(特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え)

第八条 法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	
から支給認定教育・保育を受けようとする	(保育所に限る。) から特別利用保育を受けようとする第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育施設(幼稚園に限る。) から特別利用教育を受けようとする同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
支給認定教育・保育を当該	特別利用保育又は特別利用教育(第五項及び第七項において「特別利用

歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第十一条第一項において同じ。）

2
(略)

(特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え)

第八条 法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	
から支給認定教育・保育を受けようとする	(保育所に限る。) から特別利用保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育施設(幼稚園に又は特定教育・保育施設(幼稚園に限る。) から特別利用教育を受けようとする同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
支給認定教育・保育を当該	特別利用保育又は特別利用教育(第五項及び第七項において「特別利用

	第五項	教育・保育給付認定子どもが	第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	教育・保育給付認定子どもに	同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

(特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え)
 第十五条 法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は特定利用地域
-----	------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

	第五項	教育・保育給付認定子どもが	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	教育・保育給付認定子どもに	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

(特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え)
 第十五条 法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は特定利用地域
-----	------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

第五項	満三歳未満保育認定子どもが	(略)	第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが	を受けようとする同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
	満三歳未満保育認定子ども			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(い)子ども家庭庁長官に委任されない権限)

第四十二条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十六条の三第二項並びに第七十条第三項及び第四項に規定する権限とする。

第五項	満三歳未満保育認定子どもが	(略)	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが	型保育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
	満三歳未満保育認定子ども			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(子ども家庭庁長官への権限の委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限を
子ども家庭庁長官に委任する。

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法（
昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用については、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

	(略)	(略)	(略)
法第二十条 第一項	受けよう	受け、又はその同条第二号若 しくは第三号に掲げる小学校 就学前子どもに特定保育所（ 附則第六条第一項に規定する 特定保育所をいう。第五項、 第二十八条第一項及び第五十 九条第二号において同じ。） から第二十七条第一項に規定 する特定教育・保育（保育に 限る。）を受けさせよう	前条各号
	(略)	(略)	同条各号

(新設)

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法（
昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用については、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

	(略)	(略)	(略)
法第二十条 第一項	受けよう	受け、又はその同項第二号若 しくは第三号に掲げる小学校 就学前子どもに特定保育所（ 附則第六条第一項に規定する 特定保育所をいう。第五項、 第二十八条第一項及び第五十 九条第二号において同じ。） から第二十七条第一項に規定 する特定教育・保育（保育に 限る。）を受けさせよう	前条第一項各号
	(略)	(略)	同項各号

(略)	法第二十条 第五項	(略)	受ける	(略)	受け、又はその前条第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
(略)	法第七十三条 第一項	(略)	規定	(略)	規定（附則第六条第四項を除く。第三項において同じ。）
(略)	法第八十二条 第一項	(略)	第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項
(略)	法第八十二条 第二項	(略)	第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	(略)	第十四条第一項

(略)	法第二十条 第五項	(略)	受ける	(略)	受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
(略)	法第七十八条 第一項	(略)	規定	(略)	規定（附則第六条第四項を除く。第三項において同じ。）
(略)	法第八十七条 第一項	(略)	第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項
(略)	法第八十七条 第二項	(略)	第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	(略)	第十四条第一項

2

(略)

2

(略)

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政機関から除かれる機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。</p>	<p>（行政機関から除かれる機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。</p>

○ 旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）（抄）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第四条 審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第四条 審査会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理する。</p>

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）（抄）（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 成育医療等協議会（第一条―第七条）</p> <p>第二章 政令で定める計画（第八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 成育医療等協議会</p> <p>（組織）</p> <p>第一条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。）第十七条に規定する成育医療等協議会（以下「協議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第二条 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>

(削る)

(会長)

- 第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(削る)

(専門委員)

- 第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(削る)

(議事)

- 第五条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

(削る)

(削る)

(削る)

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(以下「法律」という。)第十七条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の二十二第二項に規定する都道府県障害児福祉計画
- 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画
- 四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画
- 五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年

第六条 協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理する。

(協議会の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第二章 政令で定める計画

第八条 法第十九条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画
- 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画
- 四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画
- 五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十

法律第百十四号) 第十条第一項に規定する予防計画

六 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号) 第十四条第一項に規定する都道府県男女共同参画計画

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

八 健康増進法(平成十四年法律第百三号) 第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画

九 食育基本法(平成十七年法律第六十三号) 第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画

十一 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) 第十三条第一項に規定する都道府県自殺対策計画

十二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号) 第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

十三 教育基本法(平成十八年法律第百二十号) 第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

十四 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号) 第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

年法律第百十四号) 第十条第一項に規定する予防計画

六 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号) 第十四条第一項に規定する都道府県男女共同参画計画

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

八 健康増進法(平成十四年法律第百三号) 第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画

九 食育基本法(平成十七年法律第六十三号) 第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画

十一 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) 第十三条第一項に規定する都道府県自殺対策計画

十二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号) 第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

十三 教育基本法(平成十八年法律第百二十号) 第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

十四 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号) 第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

十六 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項に規定する都道府県計画

十七 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画

十八 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第十三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

十九 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五号）第十一条第一項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

十六 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項に規定する都道府県計画

十七 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画

十八 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第十三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

十九 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五号）第十一条第一項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

改正案	現行
<p>（総合教育政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号において同じ。）に関すること（初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関するものを除く。）。</p> <p>十五～三十一 （略）</p> <p>三十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（<u>こども家庭庁</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十三～四十 （略）</p> <p>（地域学習推進課の所掌事務）</p>	<p>（総合教育政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号において同じ。）及び災害共済給付（<u>学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号において同じ。）に関すること（初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関するものを除く。）。</u></p> <p>十五～三十一 （略）</p> <p>三十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（<u>内閣府</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十三～四十 （略）</p> <p>（地域学習推進課の所掌事務）</p>

第三十条 地域学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 青少年の健全な育成の推進に関すること(こども家庭庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)

十四〇十六 (略)

(男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務)

第三十一条 男女共同参画共生社会学習・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 学校安全に関すること(初等中等教育の基準(教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。)の設定に関するものを除く。)

七 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること(こども家庭庁の所掌に属するものを除く。)

八〇九 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案(学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全に係

第三十条 地域学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 青少年の健全な育成の推進に関すること(内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)

十四〇十六 (略)

(男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務)

第三十一条 男女共同参画共生社会学習・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 学校安全及び災害共済給付に関すること(初等中等教育の基準(教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。)の設定に関するものを除く。)

七 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)

八〇九 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案(学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全及び

るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関すること。

九・十 (略)

災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関する
こと。

九・十 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目～第六目 (略)</p> <p>第七目 雇用環境・均等局（第八十五条―第九十九条）</p> <p>(削る)</p> <p>第八目～第十三目 (略)</p> <p>第三節～第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(大臣官房及び局並びに人材開発統括官及び政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の十局並びに人材開発統括官一人及び政策統括官二人を置く。</p> <p>医政局</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目～第六目 (略)</p> <p>第七目 雇用環境・均等局（第八十五条―第九十一条）</p> <p>第八目 子ども家庭局（第九十二条―第九十九条）</p> <p>第九目～第十四目 (略)</p> <p>第三節～第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(大臣官房及び局並びに人材開発統括官及び政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の十一局並びに人材開発統括官一人及び政策統括官二人を置く。</p> <p>医政局</p>

健康局

医薬・生活衛生局

労働基準局

職業安定局

雇用環境・均等局

(削る)

社会・援護局

老健局

保険局

年金局

2 (略)

(医政局の所掌事務)

第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 医療の指導及び監督に関すること(老健局の所掌に属するものを除く。)

四〇十五 (略)

(雇用環境・均等局の所掌事務)

第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家

健康局

医薬・生活衛生局

労働基準局

職業安定局

雇用環境・均等局

子ども家庭局

社会・援護局

老健局

保険局

年金局

2 (略)

(医政局の所掌事務)

第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 医療の指導及び監督に関すること(子ども家庭局及び老健局の所掌に属するものを除く。)

四〇十五 (略)

(雇用環境・均等局の所掌事務)

第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家

族問題に関すること。

十二（十八）（略）

第十条 削除

族問題に関すること（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）

十二（十八）（略）

（子ども家庭局の所掌事務）

第十条 子ども家庭局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童の福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 子育て援助活動支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。第九十四条第三号において同じ。）に関すること。

三 児童の心身の育成及び発達に関すること（社会・援護局の所掌に属するものを除く。）。

四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針（第九十九条第一号において「成育医療等基本方針」という。）の策定及び推進に関すること。

五 児童の保育及び養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること（障害者の保護に関するものを除く。）。

六 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金の徴収に関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）。

八 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

九 第三号から前号までに掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（社会・援護局の所掌に属するものを除く。）。

十 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

十一 児童の保健の向上に関すること。

十二 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十三 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

十四 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第三条に規定する一時金（第九十九条第十一号において「旧優生保護法一時金」という。）に関すること。

十五 児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（障害者の福祉に関すること並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関するものを除く。）。

十六 要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十条第三項に規定する要保護女子をいう。第九十五条第十二号において同じ。）の保護更生に関すること。

十七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成三十一年法律第三十一号）の規定による被害者の保護に関すること（婦

人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。)

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(老健局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること。

五・六 (略)

七 要保護女子(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。第百一条第八号において同じ

。)の保護更生に関すること。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。)に関すること。

九 第二号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。

十~十四

十五 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画(第百九条第十五号において「アルコール健康障害対策推進基本計画」とい

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(子ども家庭局及び老健局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること(子ども家庭局の所掌に属するものを除く。)

五・六 (略)

(新設)

(新設)

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること(子ども家庭局の所掌に属するものを除く。)

八~十二

十三 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画(第百九条第十六号において「アルコール健康障害対策推進基本計画」とい

う。）の策定（変更に係るものに限る。同号において同じ。）及び推進に関すること。

十六～二十三（略）

2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十三号まで、第十五号から第十七号まで及び第二十三号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 前項第二号に掲げる事務のうち障害者の福祉に関すること（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関するものを除く。）。

二 前項第九号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。

（年金局の所掌事務）

第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六（略）

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金の徴収に関すること。

八～十一（略）

十二 年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあつては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る。）の経理に関すること。

十三 年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定

う。）の策定（変更に係るものに限る。同号において同じ。）及び推進に関すること。

十四～二十一（略）

2 障害保健福祉部は、前項第八号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第二十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 前項第二号に掲げる事務のうち障害者の福祉に関すること（社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関するものを除く。）。

二 前項第七号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。

（年金局の所掌事務）

第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六（略）

七 子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。）の徴収に関すること。

八～十一（略）

十二 年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

十三 年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理

のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。)に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十三人を置く。

2 〽 11 (略)

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。

に関すること。

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

2 〽 11 (略)

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。

三・四 (略)

(難病対策課の所掌事務)

第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する
こと。

五 (略)

(職業生活両立課の所掌事務)

第八十九条 職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族
問題に関すること。

二 (略)

(削る)

第九十二条から第九十九条まで 削除

三・四 (略)

(難病対策課の所掌事務)

第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 児童福祉法第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自
立支援事業に関すること。

五 (略)

(職業生活両立課の所掌事務)

第八十九条 職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族
問題に関すること(子ども家庭局の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

第八目 子ども家庭局

(子ども家庭局に置く課)

第九十二条 子ども家庭局に、次の五課を置く。

総務課

保育課

家庭福祉課

子育て支援課

母子保健課

(総務課の所掌事務)

第九十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども家庭局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 児童の福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること(年金局の所掌に属するものを除く)。
- 四 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。
- 五 児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(障害者の福祉に関すること並びに社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関することを除く)。
- 六 児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性に関する調査に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(保育課の所掌事務)

第九十四条 保育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童の保育に関すること。

- 二 保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の運営（保育に係るものに限る。）に関すること。
- 三 子育て援助活動支援事業に関すること。
- 四 放課後児童健全育成事業に関すること。

（家庭福祉課の所掌事務）

第九十五条 家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること（障害者の保護に関するものを除く。）。
- 二 児童の生活指導及び児童の育成に関する家庭の指導に関すること。
- 三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定による養子縁組あつせん事業に関すること。
- 四 里親の監督に関すること。
- 五 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設の運営に関すること。
- 六 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの職員の養成及び資質の向上に関すること。
- 七 児童自立生活援助事業に関すること。
- 八 児童の不良行為の防止に関すること。
- 九 国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。

十 母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

十一 児童扶養手当に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、児童のある家庭の福祉の増進に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十三 要保護女子の保護更生に関すること。

十四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）。

（子育て支援課の所掌事務）

第九十六条 子育て支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童委員に関すること。

二 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

三 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

四 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

五 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものを除く。）の入所措置に要する費用の監査に関すること。

六 児童相談所に関すること。

七 児童福祉司その他児童福祉事業関係職員の養成及び資質の向上に関すること。

八 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

九 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

十 保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の設備（保育に係るものに限る。）に関すること。

十一 保育所及び幼保連携型認定こども園の職員（保育に係るものに限る。）の養成及び資質の向上に関すること。

十二 保育士及び国家戦略特別区域限定保育士に関すること。

十三 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設の設備に関すること。

十四 助産施設及びその職員を養成する施設の設備に関すること。

第九十七条及び第九十八条 削除

（母子保健課の所掌事務）

第九十九条 母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

二 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関すること。

三 未熟児の養育に関すること。

四 虚弱児の健康の向上に関すること。

五 結核児童の療育に関すること。

六 家族計画に関すること。

七 助産施設及びその職員を養成する施設の運営に関すること。

第八目 社会・援護局

(総務課の所掌事務)

第一百一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 社会福祉事業の発達、改善及び調整に關すること(老健局及び障害保健福祉部並びに他課の所掌に属するものを除く。)
- 四〇七 (略)
- 八 要保護女子の保護更生に關すること。
- 九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律の規定による被害者の保護(婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。)に關すること。
- 十 (略)

(保護課の所掌事務)

第一百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 八 助産施設の職員の養成及び資質の向上に關すること。
- 九 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に關すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦その他母性の保健の向上に關すること(総務課の所掌に属するものを除く。)
- 十一 旧優生保護法一時金に關すること。

第九目 社会・援護局

(総務課の所掌事務)

第一百一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 社会福祉事業の発達、改善及び調整に關すること(子ども家庭局、老健局及び障害保健福祉部並びに他課の所掌に属するものを除く。)
- 四〇七 (略)
- (新設)
- (新設)
- 八 (略)

(保護課の所掌事務)

第一百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に關すること
(総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

(地域福祉課の所掌事務)

第百三条 地域福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業(社会福祉事業を除く。)の發達、改善及び調整に關すること(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)

三〇九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に關すること(障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に属するものを除く。)

一〇一〇 略

十五 児童委員に關すること(主任児童委員の指名に關することに限る。)

十六 前各号に掲げるもののほか、地域における社会福祉の増進に關すること(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)

(福祉基盤課の所掌事務)

第百四条 福祉基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に關すること
(子ども家庭局及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

(地域福祉課の所掌事務)

第百三条 地域福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業(社会福祉事業を除く。)の發達、改善及び調整に關すること(子ども家庭局、老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)

三〇九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に關すること(子ども家庭局及び障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に属するものを除く。)

一〇一〇 略

(新設)

十五 前各号に掲げるもののほか、地域における社会福祉の増進に關すること(子ども家庭局、老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)

(福祉基盤課の所掌事務)

第百四条 福祉基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 社会福祉法人の認可及び監督に関すること(老健局及び障害保健福祉部の所掌に属するものを除く。)

四〇十四 (略)

(企画課の所掌事務)

第九九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

(削る)

六一 (略)

七一 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。

八〇十七 (略)

(障害福祉課の所掌事務)

第一百十條 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 精神障害者(知的障害者を除く。第五号において同じ。)の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)

一・二 (略)

三 社会福祉法人の認可及び監督に関すること(子ども家庭局、老健局及び障害保健福祉部の所掌に属するものを除く。)

四〇十四 (略)

(企画課の所掌事務)

第九九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六一 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関すること。

七一 (略)

八一 児童福祉施設(知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。)への入所又は通所に要する費用及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。

九〇十八 (略)

(障害福祉課の所掌事務)

第一百十條 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 精神障害者(知的障害者を除く。第六号において同じ。)の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

四 (略)

五 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(社会福祉法人の認可及び監督に関することを除く)。

六 (略)

第九目 老健局

第十目 保険局

第十一目 年金局

(事業企画課の所掌事務)

第百三十条 事業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること(事業管理課の所掌に属するものを除く)。

十 年金特別会計(健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあつては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る。)の経理に関すること。

十一 年金特別会計(健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定

四 知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く)。

五 (略)

六 身体障害者、知的障害者、精神障害者、知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(社会福祉法人の認可及び監督に関することを除く)。

七 (略)

第十目 老健局

第十一目 保険局

第十二目 年金局

(事業企画課の所掌事務)

第百三十条 事業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

(新設)

九 年金特別会計(健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。)の経理に関すること。

十 年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に

のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。)に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第十二目 人材開発統括官

第十三目 政策統括官

(設置)

第三十五条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、次の施設等機関を置く。

国立医薬品食品衛生研究所

国立保健医療科学院

国立社会保障・人口問題研究所

国立感染症研究所

(削る)

国立障害者リハビリテーションセンター

第四百四十一条から第四百四十八条まで 削除

関すること。

第十三目 人材開発統括官

第十四目 政策統括官

(設置)

第三十五条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、次の施設等機関を置く。

国立医薬品食品衛生研究所

国立保健医療科学院

国立社会保障・人口問題研究所

国立感染症研究所

国立児童自立支援施設

国立障害者リハビリテーションセンター

第四百四十一条から第四百四十四条まで 削除

(国立児童自立支援施設)

第四百四十五条 国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉法第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導を要するもの

附 則

第三条 削除

第六条 年金局は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号。附則第十条及び第十一条第一項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第一項第十号中「関すること」とあるのは「関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）」と、第一百条第一号から第三号までの規定中「企画課」とあるのは「年金局及び企画課」とする。

を入所させて、その自立支援を行うこと。

二 全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与するための事業を行うこと。

2 国立児童自立支援施設の名称、位置及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第四百四十六条から第四百四十八条まで 削除

附 則

第三条 子ども家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。

2 子ども家庭局総務課は、第九十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。

第六条 年金局は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号。附則第十条及び第十一条第一項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第一項第八号中「関すること」とあるのは「関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）」と、第一百条第一号から第三号までの規定中「企画課」とあるのは「年金局及び企画課」とする。

2
~
7

(略)

2
~
7

(略)

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉文化分科会 厚生労働省社会・援護局総務課</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉文化分科会 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p> <p>三〇五 （略）</p>

改正案

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	第十六条第一項	地方支分部局	地方支分部局又は地方機関
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2 （略）

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令

（平成二十六年政令第九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規

現行

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	第十六条第一項ただし書	地方支分部局	地方支分部局又は地方機関
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2 （略）

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令

（平成二十六年政令第九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規

定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」とあるのは、「デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十二 デジタル庁」とあるのは

「十二 デジタル庁

と、同令第十条第

十二の二 復興庁（復興局を除く。）」

一項中「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁、復興庁」とする。

定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」とあるのは、「デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十三 デジタル庁」とあるのは

「十三 デジタル庁

と、同令第十条第

十三の二 復興庁（復興局を除く。）」

一項中「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁、復興庁」とする。